

重要事項説明書 (訪問看護用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 爽神堂
代表者氏名	理事長 本多 義治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府泉南郡熊取町七山二丁目2番1号 (連絡先) 法人本部 電話：072-452-1231 (代表) FAX：072-453-5066
法人設立年月日	(法人設立年月日) 昭和46年12月21日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションすみれ草
介護保険指定 事業所番号	2765091976
事業所所在地	大阪府東大阪市西上小阪7番17号
連絡先 相談担当者名	電話：06-6730-3627 FAX：06-6730-5178 (相談担当者氏名) 松元 浩
事業所の通常の 事業の実施地域	東大阪市、八尾市、大阪市（一部地域を除く）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人爽神堂が設置する訪問看護ステーションすみれ草（以下「事業者」という）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の精神状態悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。指定訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

。。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日、祝日、12月31日から1月3日までは除く。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日、祝日、12月31日から1月3日までは除く。
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分までとする。 ※ 17時～翌9時 電話対応可

※上記以外にもサービス提供を行うことがある。

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名) 看護師 (氏名) 松元 浩
-----	--------------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。4 請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 (兼務)
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等に説明し同意を得ます。3 利用者へ訪問看護計画を交付します。4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。7 必要な支援事業者と連携を図ります。8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 5名 以上

看護職員 (看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 5 名 以上
事務職員	医療費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸の測定・状態観察）
- ② 服薬管理（服薬状況の確認、相談）
- ③ 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ④ 在宅リハビリテーション（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ⑤ 療養生活や介護方法の指導、認知症の介護・お世話と悪化防止
- ⑥ 生活器具や在宅サービス利用についての相談

(2) 利用料及び利用者負担 → 8 ページ参照

(3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

4 その他の費用について

① 交通費	頂いておりません
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料は頂いておりませんが、できる限りキャンセルがわかった時点で訪問看護ステーションすみれ草まで連絡していただければ幸いです。

5 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて翌月の 10 日以降の訪問日を目途に利用者にお届けします。</p> <p>ウ 自立支援を活用することができます。</p>
--	--

② 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）
---	--

※ 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いしていただきます。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 松元 浩 イ 連絡先電話番号 06-6730-3627 同 FAX 番号 06-6730-5178 ウ 受付日及び受付時間 月、火、水、木、金、土 9:00~17:00
---	--

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、必要な被保険者証に記載された内容（被保険者資格の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (3) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・看護師 松元 浩
-------------	--------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、支援担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、支援担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 24時間対応について

対象者の方は緊急時の電話相談や訪問看護を行います。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	日本精神科病院
補償の概要	医療全般に係わる事故、施設・設備の管理に係わる事故 人格権侵害に係わる事故

13 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で受け付けております。
ご利用者及びそのご家族等の要望にお応えできるよう迅速に対応致します。

●当事業所の責任者は 松元 浩 です

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションすみれ草 管理者 松元 浩	東大阪市西上小阪7番17号 訪問看護ステーションすみれ草 電話：06-6730-3627 FAX：06-6730-5178 受付時間：9:00～17:00（日祝日休み）
【市町村（保険者）の窓口】 東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課	東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話：06-4309-3317 FAX：06-4309-3848 受付時間：9:00～17:30（土日祝日休み）
【大阪市（保険者）の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課	大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話：06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間：9:00～17:30（土日祝日休み）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 （八尾市保険者を含む）	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 電話：06-6949-5418 受付時間：9:00～17:00（土日祝日休み）

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府泉南郡熊取町2丁目2番1号
	法人名	医療法人 爽神堂
	代表者名	理事長 本多 義治 印
	事業所名	訪問看護ステーションすみれ草
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

利用料及び利用者負担一覧

医療保険		利用料金	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	週3日まで 30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	週3日まで 30分未満	4,250	425	850	1,275
	週4日以降 30分以上	6,550	655	1,310	1,965
	週4日以降 30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（1日につき） * 同一建物への訪問	同一日2人 週3日まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	同一日2人 週3日まで30分未満	4,250	425	850	1,275
	同一日2人 週4日以降 30分以上	6,550	655	1,310	1,965
	同一日2人 週4日以降 30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	同一日3人以上 週3日まで30分以上	2,780	278	556	834
	同一日3人以上 週3日まで30分未満	2,130	213	426	639
	同一日3人以上 週4日以降 30分以上	3,280	328	656	984
	同一日3人以上 週4日以降 30分未満	2,550	255	510	765
精神科訪問看護療養費Ⅳ	入院中に1回（在宅療養に備えた外泊）	8,500	850	1,700	2,550
管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	月の2日目以降	3,000	300	600	900
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780	78	156	234
加算項目		利用料金	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
緊急訪問看護加算	1日につき（月14日目まで）	2,650	265	530	795
複数名訪問看護加算	看護師2人以下 1日に1回	4,500	450	900	1,350
退院支援指導加算	適応時	6,000	600	1,200	1,800
退院共同指導加算	適応時	8,000	800	1,600	2,400
夜間・早朝訪問加算	適応時	2,100	210	420	630
24時間対応体制加算	1月あたり	6,520	652	1,304	1,956
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1月あたり（新設予定）	50	5	10	15

* 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。